

令和5年度第1回帯広警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和5年7月7日(金) 午後4時00分から午後5時30分まで

2 開催場所

釧路方面帯広警察署 大会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 10人 (定員12人)

会 長	田 村 修 一				
副 会 長	馬 場 久 男	石 水 弘 美			
委 員	神 田 哲 也	島 順 子	眞 野 尚 史		
	本 田 千 枝 子	樂 山 勝 則	安 部 昭 彦		
	佐 藤 恵 津 子				

(2) 警察署員 7人

署 長	工 藤 博 光
副 署 長	兼 平 宜 行
刑事・生活安全官	一 原 誠
地域官兼地域課長	齊 藤 憲 明
交 通 官	林 秀 明
警務官兼警務課長	毛 利 政 己
警務係長	

4 協議内容等

- (1) 令和5年5月末現在の業務概況について
- (2) 協議会アンケート結果
- (3) 高齢者を交通事故から守る活動について
- (4) 懲戒処分等報告

5 質疑応答

協議会アンケートに関する質疑

【委 員】 ヘルメット着用率が低い理由と着用率向上への取組について伺いたい。

【警 察】 市内の高校生等の通学中の自転車に対して声掛けを行って、未着装の理由について聴取したところ、ほとんどの方が『見た目が悪い』『髪が乱れる』等の容姿に関する理由でした。
学校と連携して着用率の向上に努めると共に、市民に対して安全性について広報していきたいと考えております。

【委 員】 電動キックボードについて乗車する基準等について伺いたい。

【警 察】 7月1日から道路交通法が一部改正され、電動キックボード等が特定小型原動機付自転車として交通方法等に関する規定が施行されました。

保安基準を満たした車両であれば「16歳以上」、「運転免許は不要」で乗車時のヘルメットについては努力義務となっています。

【委員】 電動キックボードの車体や構造について伺いたい。

【警察】 最高速度が20km/hを超えないことや、原動機として定格出力が0.6kw以下の原動機を用いること。

その他、自賠責保険の加入が義務付けられ、市町村が交付する標章（ナンバープレート）を取り付けなければなりません。

【委員】 電動キックボードが歩道を走行できるか否か伺いたい。

【警察】 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）のうち、

・最高速度表示灯を点滅させていること

・最高速度表示灯を点滅させている間は、車体の構造上、6 km/hを超える速度を出すことが出来ないものであること 等

の一定条件を満たすものを『特例特定小型原動機付自転車』といい、普通自転車等及び歩行者等専用の道路標識が設置されている歩道上通行が可能となります。

【委員】 電動キックボードに対する警察の取組について伺いたい。

【警察】 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）については、気軽に乗れる反面、死亡事故も全国で発生している乗り物であるため、事故防止の啓発や取締りについて強化していきます。

6 委員からの要望・意見

高齢者を交通事故から守る活動に関する要望

【委員】 交通法規を守らないで運転する高齢者や事故などの事例、法改正について、住民が『知る』きっかけを増やしていただきたい。

【警察】 現在、自主返納の出張窓口を地方で設けたり、事故違反者の中から説得して運転免許の自主返納を促すといった活動を強化しています。

事例や法改正については御意見を参考に今後の講話や啓発に生かそうと思います。

7 次回開催予定

令和5年11月中を予定している。

諮問事項については、

「特殊詐欺被害の現状と防止方策について」

を予定している。